

第159期定時株主総会招集ご通知 に際してのインターネット開示事項

- ・ 連結計算書類の「連結注記表」
- ・ 計算書類の「個別注記表」

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dynic.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 16社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | ダイニック・ジュノ株式会社
オフィス・メディア株式会社 |

なお、NC Staflex Co., Pte., Ltd.は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① 持分法適用の関連会社の数 | 1社 |
| ② 主要な会社等の名称 | Thai Staflex Co.,Ltd. |

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

- | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 主要な会社等の名称 | TPCNIC Co., Ltd. |
| ② 持分法を適用しない理由 | 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除外しても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(会計方針に関する事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | |
|-------------------|--------------------------------------------------------|
| ① 市場価格のない株式等以外のもの | 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ② 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品及び製品
主として先入先出法による原価法
 - (2) 仕掛品・原材料及び貯蔵品
主として移動平均法による原価法
なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法によっております。
使用权資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
 - (4) 環境対策引当金
ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

為替予約取引及び金利スワップ取引

② ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引及び長期借入金

(3) ヘッジ方針

営業上発生する一定額以上の外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引の範囲内で、為替リスクを回避する目的で為替予約取引を、長期借入金を対象として、固定金利債務と変動金利債務のバランスを調整すること並びに金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を、それぞれ実需原則に基づき利用しております。

なお、取引に当たっては規定による決裁に基づいて実行しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを事前及び事後に確認しております。また、為替予約取引で振当処理によっているもの及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、当社は退職給付信託を設定しております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

9. 重要な収益及び費用の計上基準

主に商品及び製品の販売を行っており、当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間であるため、顧客に商品及び製品それぞれを出荷した時点で収益を認識しておりますが、次の顧客との契約から生じる収益の認識については以下の通りであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

通常の商取引において仲介人又は代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引の一部においては、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料他の支払額を差し引いた純額で認識するかを判断し収益を認識しております。

なお、収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち「代理人」）に該当するかを基準としております。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識し、当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しております。

また、当該収益は売上高に含めて計上しております。

(2) 工事契約に係る収益認識

一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の結果を合理的に測定できないが発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

更に、少額又は短期の工事契約については、一時点で収益を認識しております。

(3) 有償支給取引に係る収益認識

支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法によっております。

(4) 顧客に支払われる対価に係る収益認識

取引価格から減額しております。

(5) 一時点で充足される履行義務に係る収益認識

輸出版売において、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

10. その他

記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下の通りであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

当社グループは通常の商取引において仲介人又は代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引の一部において、従来、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料他の支払額を差し引いた純額で認識するかを判断し収益を認識する方法に変更しております。ただし、総額又は純額、いずれの方法で認識した場合でも、売上総利益、営業利益及び税金等調整前当期純利益に影響はありません。

なお、収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務(すなわち「本人」)に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち「代理人」)に該当するかを基準としております。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識し、当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しております。

また、当該収益は売上高に含めて計上しております。

(2) 工事契約に係る収益認識

当社グループは、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の結果を合理的に測定できないが発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

更に、少額又は短期の工事契約については、一時点で収益を認識しております。

(3) 有償支給取引に係る収益認識

当社グループは、従来、一部の有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

(4) 顧客に支払われる対価に係る収益認識

当社グループは、従来、変動販売手数料の一部を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

(5) 一時点で充足される履行義務に係る収益認識

当社グループは、輸出版売において、従来、主に船積時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は211,991千円減少し、売上原価は217,172千円減少し、販売費及び一般管理費は2,139千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7,320千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は20,152千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 20,016,075千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、固定資産について、市場価値が著しく下落した場合や営業損益が継続してマイナスとなるなど、減損の兆候があると判断された場合には、将来の回収可能性を見積り、減損損失の認識の要否を判定し、資産グループから生じる割引前将来キャッシュ・フロー総額が固定資産の帳簿価額を下回っている場合には減損損失を認識しております。

当連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額20,016,075千円には、減損の兆候があるものの減損損失を認識しなかった資産グループが複数存在しますが、そのうち主なものは埼玉工場に属する事業の資産グループであります。

・埼玉工場

埼玉工場の事業用の有形固定資産について、帳簿価額のうち土地の帳簿価額が大きな割合を占めており、当該土地の市場価値が帳簿価額(3,346,457千円)から著しく下落しているため、減損の兆候があると判断しております。

将来の事業計画においては、埼玉工場の印刷情報関連事業及び住生活環境関連事業における増収見込みなどに、一定の仮定を置いた上で織り込んでおります。

このような仮定の下で策定した事業計画を基に見積った割引前将来キャッシュ・フロー総額が有形固定資産の帳簿価額7,235,374千円を上回ることから、減損損失は認識しておりません。

見積り時に設定した仮定と実際の結果に大きな乖離が見られるなど、見積りの前提に大きな変化が生じ、将来のキャッシュ・フローが下振れした場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	479,202千円
売掛金	7,289,316千円
契約資産	一千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	35,075,751千円
投資その他の資産	1,000,711千円

3. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産

現金及び預金	169,264千円
建物及び構築物	4,736,734千円
機械装置及び運搬具	2,661,399千円
工具、器具及び備品	17,736千円
土地	9,367,353千円

計 16,952,486千円

(2) 担保に対応する債務

短期借入金	7,299,740千円
長期借入金（一年以内返済分含む）	7,065,000千円
割引手形	406,645千円

計 14,771,385千円

4. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入により取得価額から直接控除した圧縮額

建物及び構築物	14,200千円
機械装置及び運搬具	29,935千円

計 44,135千円

5. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額の差額

△3,480,828千円

- | | | | |
|----|----------------|-------|-----------|
| 6. | 受取手形割引高及び裏書譲渡高 | 割引高 | 508,361千円 |
| | | 裏書譲渡高 | 12,944千円 |
| 7. | 債権流動化による手形譲渡高 | | 402,177千円 |

(連結損益計算書に関する注記)

- 補助金収入236,440千円は、主に当社及び国内連結子会社における新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金であります。
- 受取保険金127,517千円は、2020年7月に発生した滋賀工場の火災事故に伴う保険金収入であります。
- 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	中華人民共和国 江蘇省昆山市	建物及び構築物	35,429千円
		機械装置及び運搬具	154,090千円
		工具、器具及び備品	4,252千円
		無形固定資産	208千円
		投資その他の資産	25,526千円
合計			219,505千円

当社グループの資産グループは、事業用資産においては管理会計上の区分を基礎に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとにグルーピングを行っております。ただし、賃貸資産及び遊休資産については各資産をグルーピングの基本単位とし、厚生施設等特定の事業に関連付けられない資産については各事業の共用資産としています。

上記資産につきましては、当社グループにおいて事業の収益性が悪化したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

- 新型コロナウイルス感染症による損失246,947千円は、主に感染拡大防止を背景とした緊急事態措置等により、当社グループの一部において臨時休業等を実施した期間に係る人件費等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式数の種類及び総数
普通株式 8,504,747株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	211,861千円	25.00円	2021年3月31日	2021年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	211,858千円	利益剰余金	25.00円	2022年3月31日	2022年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。グローバルに事業を展開していることから一部外貨建金銭債権があり為替の変動リスクは先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日で決済されております。一部外貨建金銭債務があり為替の変動リスクは先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金の使用用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額354,917千円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	4,927,195	4,927,195	—
(2) 長期借入金(※2)	(8,756,543)	(8,746,165)	10,378
(3) デリバティブ取引(※3)	(71,275)	(71,275)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプット観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券	4,927,195	—	—	4,927,195
デリバティブ取引	—	(71,275)	—	(71,275)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(8,746,165)	—	(8,746,165)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含まれております。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるもののうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「印刷情報関連事業」、「住生活環境関連事業」、「包材関連事業」の3つを報告セグメントとしております。

当社グループの売上収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。日本及びその他に分解された財又はサービスの収益と当社グループの3つの報告セグメントとの関連は次の通りです。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	印刷情報 関連事業	住生活 環境関連 事業	包材関連 事業	計		
日本	10,036,037	10,713,314	6,792,914	27,542,265	2,185,040	29,727,305
その他	7,533,621	1,684,924	—	9,218,545	—	9,218,545
顧客との契約から生じる収益	17,569,658	12,398,238	6,792,914	36,760,810	2,185,040	38,945,850
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	17,569,658	12,398,238	6,792,914	36,760,810	2,185,040	38,945,850

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ファンシー商品及び運送・庫内整理等の事業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 9. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。なお、商品及び製品の販売に対する約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,291,600千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,183,705千円
契約資産（期首残高）	—千円
契約資産（期末残高）	—千円
契約負債（期首残高）	—千円
契約負債（期末残高）	—千円

(2) 残存履行義務に分配した取引価格

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,510円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 113円34銭 |

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品及び製品
先入先出法による原価法
 - (2) 仕掛品・原材料及び貯蔵品
主として移動平均法による原価法
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理差異等を加減した額を超過したため、超過額を前払年金費用として計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、当社は退職給付信託を設定しております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 環境対策引当金
ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ① ヘッジ手段
為替予約取引及び金利スワップ取引
 - ② ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引及び長期借入金
- (3) ヘッジ方針
営業上発生する一定額以上の外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引の範囲内で、為替リスクを回避する目的で為替予約取引を、長期借入金を対象として、固定金利債務と変動金利債務のバランスを調整すること並びに金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を、それぞれ実需原則に基づき利用しております。
なお、取引に当たっては規定による決裁に基づいて実行しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを事前及び事後に確認しております。また為替予約取引で振当処理によっているもの及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

主に商品及び製品の販売を行っており、当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、顧客に商品及び製品それぞれを出荷した時点で収益を認識しておりますが、次の顧客との契約から生じる収益の認識については以下の通りであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

通常の商取引において仲介人又は代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引の一部においては、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料他の支払額を差し引いた純額で認識するかを判断し収益を認識しております。

なお、収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち「代理人」）に該当するかを基準としております。当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識し、当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しております。

また、当該収益は売上高に含めて計上しております。

(2) 有償支給取引に係る収益認識

支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法によっております。

(3) 一時時点で充足される履行義務に係る収益認識

輸出版売において、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

9. その他

記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下の通りであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

当社は通常の商取引において仲介人又は代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引の一部において、従来、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料他の支払額を差し引いた純額で認識するかを判断し収益を認識する方法に変更しております。ただし、総額又は純額、いずれの方法で認識した場合でも、売上総利益、営業利益及び税引前当期純利益に影響はありません。

なお、収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務(すなわち「本人」)に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち「代理人」)に該当するかを基準としております。当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識し、当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しております。

また、当該収益は売上高に含めて計上しております。

(2) 有償支給取引に係る収益認識

当社は、従来、一部の有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

(3) 一時点で充足される履行義務に係る収益認識

当社は、輸出販売において、従来、主に船積時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は276,518千円減少し、売上原価は284,161千円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,643千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は16,756千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 18,103,854千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産の減損損失は、市場価値が著しく下落した場合や営業損益が継続してマイナスとなるなど、減損の兆候があると判断された場合には、将来の回収可能性を見積り、減損損失の認識の要否を判定し、資産グループから生じる割引前将来キャッシュ・フロー総額が固定資産の帳簿価額を下回っている場合に認識しますが、見積りの内容に関する理解に資する情報については連結注記表の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
関係会社に対する短期金銭債権	3,506,608千円
関係会社に対する短期金銭債務	896,904千円
関係会社に対する長期金銭債務	26,275千円
2. 資産から直接控除した減価償却累計額	
有形固定資産	29,524,352千円
投資その他の資産	433,267千円
3. 保証債務（銀行借入に対する保証債務等）	815,987千円
4. 担保に供している資産	
(1) 担保提供資産	
建物	4,376,105千円
構築物	360,629千円
機械及び装置	2,661,399千円
工具、器具及び備品	17,736千円
土地	9,367,353千円
計	16,783,222千円
(2) 担保に対応する債務	
短期借入金	7,299,740千円
長期借入金（一年以内返済分含む）	7,065,000千円
割引手形	406,645千円
計	14,771,385千円
5. 圧縮記帳	
国庫補助金等の受入により取得価額から直接控除した圧縮額	
建物	14,200千円
機械及び装置	29,935千円
計	44,135千円
6. 受取手形割引高	508,361千円
7. 債権流動化による手形譲渡高	402,177千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
売上高 7,220,219千円
仕入高 2,288,307千円
営業取引以外の取引高 607,792千円
2. 補助金収入127,804千円は、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金であります。
3. 受取保険金127,517千円は、2020年7月に発生した滋賀工場の火災事故に伴う損害保険金等であります。
4. 新型コロナウイルス感染症による損失132,222千円は、主に感染拡大防止を背景とした緊急事態措置等により、臨時休業等を実施した期間に係る人件費等であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 30,445株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因となった主な項目は次のとおりであります。

(繰延税金資産)

賞与引当金	122,014千円
退職給付引当金	349,332千円
環境対策引当金	2,850千円
未払役員退職慰労金	5,818千円
関係会社株式評価損	98,259千円
投資有価証券評価損	73,328千円
ゴルフ会員権評価損	9,200千円
減損損失等	218,539千円
その他	123,118千円
繰延税金資産小計	1,002,458千円
評価性引当額	△408,492千円
繰延税金資産合計	593,966千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△569,506千円
合併引継土地等	△1,202,439千円
前払年金費用	△139,177千円
退職給付信託設定益	△177,431千円
繰延税金負債合計	△2,088,553千円
繰延税金資産(負債)の純額	△1,494,587千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社名	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ダイニック・ジュノ(株)	直接100%	—	当社製品販売先及び代理店	売上高(注1)	2,511,157	売掛金	1,459,437
					資金管理の受託(注2)	864,535	預り金	126,840
子会社	Dynic (H.K) Ltd.	直接100%	あり	当社製品販売先及び代理店	売上高(注1)	1,345,527	売掛金	550,548
子会社	Dynic USA Corp.	直接100%	あり	当社製品販売先及び代理店	売上高(注1)	1,197,861	売掛金	562,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売については、市場価格を勘案して決定しております。

(注2) グループ会社の資金を効率よく管理するためのものであり、取引で発生する貸付金及び預り金に対する利息は、当社の調達金利をベースとした変動金利を採用しております。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載している為、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,404円61銭
- 1株当たり当期純利益 152円98銭